



島根県報

令和2年12月22日（火）

第 169 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則 (農林水産総務課) 2

【告 示】

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (中 小 企 業 課) 2

島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱の一部改正 (建 築 住 宅 課) 3

【公 告】

大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧 (中 小 企 業 課) 7

公共測量の実施（2件） (技 術 管 理 課) 7

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体 8

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体 8

政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体 9

政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体 9

【公安告示】

警察に関する手数料条例第6条第2項の規定により著しく激甚な災害として指定する災害の名称及び手数料を免除することが適当であると認める者の範囲の廃止 (警 察 本 部) 9

公布された条例等のあらまし

◇島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則（規則第101号）

1 規則の概要

- (1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正に伴う引用する条項の整理（第1条・様式第2号関係）
- (2) 森林組合法施行令及び組合等登記令の一部を改正する政令の施行に伴う引用する条項の整理（第1条・様式第2号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)については、令和3年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月22日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第101号

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

島根県農林水産業協同組合等検査規則（平成18年島根県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条第2項」を「第22条第2項」に、「第15条第1項」を「第16条第1項」に改める。

様式第2号表面中「第16条第2項」を「第22条第2項」に、「第15条第1項」を「第16条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「第16条第2項」を「第22条第2項」に改める部分に限る。）及び様式第2号表面の改正規定（「第16条第2項」を「第22条第2項」に改める部分に限る。）は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第754号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和2年12月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キヌヤサンプルム 島根県浜田市三隅町三隅890-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社キヌヤ 代表取締役 領家 康元 島根県益田市常盤町4-38

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) 三隅プラザ (サンプルム)

(変更後) キヌヤサンプラム

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

(変更前) 協同組合三隅プラザ 代表理事 岩谷 百合雄 島根県浜田市三隅町三隅890-1

(変更後) 株式会社キヌヤ 代表取締役 領家 康元 島根県益田市常盤町4-38

(4) 変更の年月日

令和2年7月30日

2 届出年月日

令和2年12月10日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課 (浜田市殿町1番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第755号

島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱 (平成7年島根県告示第849号) の一部を次のように改正する。

令和2年12月22日

島根県知事 丸 山 達 也

第3条第1項中「要件」の次に「の全て」を加え、同項第1号中「規定する建築士」の次に「、建設業法 (昭和24年法第100号) 第27条第1項の規定による技術検定に合格した一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士 (建築) 又は知事が判定士としての能力を有すると認めた者」を加える。

第4条第2項中「有効期間の」を削り、「前項」の次に「の規定」を加える。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

(表面)

島根県地震被災建築物応急危険度判定士登録証	
写 真 (カラー) (縦4 cm×横3 cm)	氏 名
	生 年 月 日 年 月 日
	登 録 番 号
	登 録 年 月 日 年 月 日
	有 効 期 限 年 月 日
島根県知事 印	

(縦54mm×横85mm)

(裏面)

本証は地震による被災建築物の危険度を判定(応急危険度判定)し、余震等による建築物の倒壊などに伴う二次災害の防止を図ることを目的に、島根県知事が「島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱」に基づき交付したものである。

注意事項

住所、勤務先等に変更が生じたときは届け出てください。

本証を拾得した場合は、下記連絡先へ御連絡ください。

《 島根県土木部建築住宅課建築物安全推進室 0852(22)5219 》

(縦54mm×横85mm)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定(登録証更新)申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 フリガナ
氏 名

の認定を受けたい

島根県地震被災建築物応急危険度判定士 登録証を更新したい

ので、島根県地震被災建築物

応急危険度判定士認定要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

生 年 月 日	昭・平	年	月	日	性 別	男・女
建 築 士	一級・二級・木造		建築士 登録番号 第		号	
建築施工管理技士	1 級 ・ 2 級		技術検定合格番号 ()			
連 絡 先	住 所 〒					
	固定電話			携帯電話		
	E-mail			@		
勤 務 先	名 称					
	住 所 〒					
	固定電話			E-mail @		
所 属 団 体	1. 島根県建築士会		2. 島根県建築士事務所協会			
	3. 日本建築家協会		4. 日本建築構造技術者協会中国支部			
	5. 日本建築学会中国支部		6. その他 ()			
血 液 型	A ・ B ・ AB ・ O					(RH + ・ -)

※所属団体欄は、建築士会その他建築関係団体に加入している場合に、記入してください。

添付書類

- ①建築士免許証又は技術検定合格証の写し(認定時のみ)
- ②指定講習の受講修了証の写し(認定時のみ)
- ③写真2枚(当該申請書に1枚のり付け)

写 真
(カラー)
6ヶ月以内
無帽、正面、
上半身、無背景
縦4cm×横3cm
(のり付け)

年 月 撮影

※認定欄

認定年月日 年 月 日
(更新年月日 年 月 日)
認定番号 第 号

※印欄には、記入しないこと

※下記の同意書は、**更新時には同意済として記入不要**です。

同 意 書

島根県知事 様

私が、島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱第4条第1項の規定により、申請書に記入した情報について、地震発生後、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るために行われる被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）を円滑に実施するため、島根県土木部建築住宅課で保有し、下記の第一の各号に掲げる団体へ提供するとともに、同団体が、第二の各号に掲げる事項を伝達するために利用することに同意します。

また、応急危険度判定作業に積極的に参加します。

記

第一 （提供する団体）

- ①県内市町村担当課
- ②他の都道府県担当課
- ③国土交通省
- ④一般社団法人島根県建築士会

第二 （伝達の目的）

- ①判定活動への協力要請
- ②県及び市町村が実施する判定に関する体制整備への協力要請

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年12月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱の規定により交付されている島根県地震被災建築物応急危険度判定士登録証（以下「登録証」という。）は、この告示による改正後の島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱の規定により交付された登録証とみなす。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年12月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
三隅プラザ（サンプラム） 島根県浜田市三隅町三隅890-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社キヌヤ 代表取締役 領家 康元 島根県益田市常盤町4-38
- 3 承継の年月日
令和2年7月27日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所
協同組合三隅プラザ 島根県浜田市三隅町三隅890-1
- 5 承継の理由
協同組合三隅プラザから株式会社キヌヤに事業譲渡されたため
- 6 承継に係る店舗面積
1,313平方メートル
- 7 縦覧場所
浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年12月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（復旧測量）
- 2 作業期間
令和2年12月9日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域
益田市高津八丁目

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について隠岐の島町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年12月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和2年10月30日から令和3年3月12日まで

3 作業地域

隠岐郡隠岐の島町

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和2年12月22日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いしばし広信後援会	石橋 広信	藤原 真二	出雲市古志町2129-99	令和2年12月11日
かねつきよしのり後援会	来海 公子	日野 克己	出雲市大津町2727	令和2年12月4日
高橋ふじお後援会	高橋 扶治夫	高橋 順子	出雲市東林木町1434-2	令和2年11月16日

島根県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和2年12月22日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党五箇村支部	安部 和子	主たる事務所の所在地	隠岐郡隠岐の島町南方1064	隠岐郡隠岐の島町南方191-1	令和2年11月27日

		代表者の氏名	安部 和子	藤田 勲	
自由民主党八雲支部	米田 祝子	主たる事務所の所在地	松江市八雲町西岩坂1016	松江市八雲町熊野664	令和2年11月21日
		代表者の氏名	米田 祝子	藤田 彰裕	
		会計責任者の氏名	有馬 勇	石倉 豊	

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
こだま幸久後援会	錦織 涿郎	主たる事務所の所在地	雲南市大東町下佐世641	雲南市大東町下佐世1003-6	令和2年11月20日
ののうち誠後援会	岸本 孝弘	代表者の氏名	岸本 孝弘	高木 瑞穂	令和2年11月26日

島根県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年12月22日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
藤原政文後援会	石田 周三	令和2年11月15日

島根県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和2年12月22日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
石橋 広信	出雲市議会議員	いしばし広信後援会	出雲市古志町2129-99	石橋 広信	令和2年12月10日
高橋 扶治夫	出雲市議会議員	高橋ふじお後援会	出雲市東林木町1434-2	高橋 扶治夫	令和2年11月15日

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第140号

警察に関する手数料条例第6条第2項の規定により著しく激甚な災害として指定する災害の名称及び手数料を免除する

ことが適当であると認める者の範囲（令和2年島根県公安委員会告示第89号）は廃止し、令和2年12月29日から施行する。

令和2年12月22日

島根県公安委員会委員長 上 代 裕 一